広島県呉市
報道発表資料

令和8年9月25日
財務部契約課
☎0823-25-3373

広島県電子契約システム（建設工事及び建設コンサルタント等業務）の共同利用について

受注者の利便性向上と契約事務の効率化を図るため，広島県が運用する電子契約システムの共同利用を開始しますのでお知らせします。

また，電子契約の導入に併せて，契約保証及び前払金保証についても電子保証により対応することとし，契約締結に伴う一連の手続のデジタル化を図ります。

１　運用開始日

令和８年１０月１日

２　対象案件

建設工事及び建設コンサルタント等業務

※令和８年１０月１日以降に公告又は指名をする案件から

３　電子契約導入による効果

(1) 契約書・提出書類の印刷・製本，押印などの事務作業の削減

(2) 契約締結のための来庁に要する時間の削減

(3) 交通費や印紙税など，契約手続に係るコストの削減

(4) 電子化による契約書等の保管・管理の効率化

４　事業者への周知

入札公告，各種入札契約制度を掲載している呉市契約課ホームページにおいて，電子契約及び電子化する保証手続の利用方法等を周知します。